

少年院

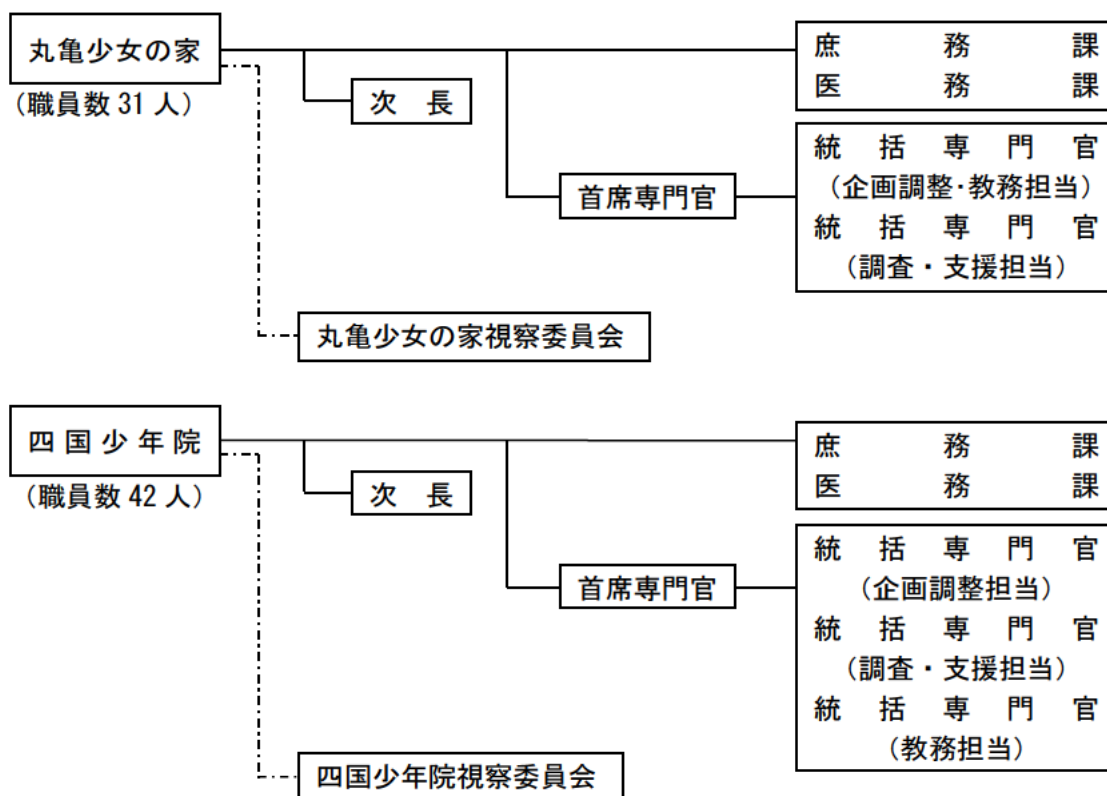
丸亀少女の家

〒763-0054 丸亀市中津町 28
TEL (0877) 22-9226 FAX (0877) 56-1076

四国少年院

〒765-0004 善通寺市善通寺町 2020
TEL (0877) 62-1251 FAX (0877) 56-5016

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	法務省設置法第 8 条、第 10 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 1 条
所 掌 事 務	少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分の実行を受ける者、同法第 56 条第 3 項の規定により少年院において懲役又は禁固の刑の実行を受ける者、その他法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 丸亀少女の家、四国少年院に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。